

1. 計画策定の背景及び目的

○西中国山地におけるツキノワグマ

- ・環境省レッドデータブック：絶滅の恐れのある地域個体群
- ・広島県、山口県及び島根県の3県共同指針による保護管理対策の推進

○生息推定数と生息域（島根県、広島県及び山口県での生息状況）

- ・平成26,27年度調査：約460頭～1,270頭(中央値850頭)恒常的生息域：8,000k m²

○計画策定の目的

ツキノワグマによる人身被害を回避し、農林作物家畜等の被害を軽減するとともに、地域個体群の長期にわたる維持を図り、ツキノワグマと人との共存を目指すことを目的とする。

2. 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3. 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

島根県全域

(隠岐島、国指定鳥獣保護区を除く)

4. 特定鳥獣の保護の目標

【現状】

推定生息頭数は、ほぼ横ばいで個体数は安定化傾向

生息域は、主生息域から、周辺部に広がっていると想定

【個体群管理】

西中国山地の脊梁部を中心に安定的に存続、

人里付近など周辺密度は低く抑える分布を目指す。

【被害防止対策】

適切な被害防除対策を推進し、人身被害を防止するとともに、農林作物家畜等の被害を軽減する

【生息地の保護及び整備】

奥山でのクマにとっての良好な生息環境の保全・回復に努める

【普及啓発】

保護計画についての理解と、クマの生態・被害防止方法について普及啓発

5. 特定鳥獣の個体群管理に関する事項

人とツキノワグマのすみ分け対策の強化。

- ①分布域管理：奥山中心の分布を目指し、農林業の盛んな地域、人間活動が盛んな地域は計画的な管理方針に従い排除

- ②ゾーニング管理：4つのゾーンに区分し、それぞれの管理方針のもと対策を実施
(保護地域・緩衝地帯・防除地域・排除地域)

- ③除去頭数の単年度上限目安値（3県総計）：年間80頭+ α (14)

6. 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

良好な生息環境を回復させるため、人工林の針広混交林化などを進める。

7. モニタリング等による調査研究

「生息状況」、「生息環境」、「捕獲状況」、「被害状況」、「住民の意識」、

「管理活動の評価」についてモニタリング実施し、計画の評価・検討を継続的に行う

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 の概要

1. 計画策定の背景

イノシシによる農林作物被害額は、ほぼ横ばいで推移しているものの依然として高水準にあり、中山間地域における営農意欲の減退につながる深刻な状況

2. 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3. 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

隠岐島を除く県内15市町の区域（国指定鳥獣保護区を除く）

4. 特定鳥獣の管理の目標

○現状：イノシシの生息区域は、ほぼ島根県全域に分布域が拡大。

- ・捕獲数は平成24年度以降、年間1万1千～1万5千頭を捕獲。
- ・被害額は近年4～7千万円で推移、平成27年は5千万円。
- ・捕獲の担い手確保対策として、狩猟免許試験事前講習会の回数増
狩猟免許試験の土日開催、必要に応じて秋期免許試験の追加開催の継続実施。

○管理の目標：

「被害防除対策」、「捕獲対策」及び「生息環境対策」の組み合わせによる
「地域ぐるみでの鳥獣対策の実施」を推進（特に農業団体等への働きかけを強化）

○目標を達成させるための施策の基本的な考え方：

- ・被害防除対策：効果的な防護柵の設置
- ・捕獲対策：調整捕獲と狩猟の効果的な組み合わせに加え、農業者等の捕獲参加を促進
- ・生息環境対策：農地の周辺にイノシシが生息・出没しにくい環境づくりを推進。
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害対策：
集落や営農法人などのまとまりによる取り組みを推進。

5. 特定鳥獣の数の調整に関する事項

○捕獲計画：【目標捕獲頭数】15,000頭／年

狩猟と有害捕獲による捕獲を進める

○狩猟によるくくりわなの輪の直径の制限を12cm以下から15cm以下に変更（継続）

○猟期の延長：11月1日から2月末日まで（通常11月15日から2月15日まで）（継続）

○捕獲数の管理：狩猟者からの出猟カレンダー等の管理、個体数調整の把握

6. 特定鳥獣の生息地の整備に関する事項

農地近くや集落にイノシシを寄せつけない環境づくり

7. その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

○被害防除対策：効果的な侵入防止柵設置と捕獲の組み合わせによる地域ぐるみの対策を推進。

○モニタリング等の調査研究

○計画の実施体制：島根県有害鳥獣被害対策協議会、有害鳥獣被害対策推進ブロック協議会等と連携。

○捕獲された獣肉等の利活用促進

○防除技術、捕獲技術等の情報提供

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画 の概要

1. 計画策定の背景

隠岐を除く県内全域に生息していたが、狩猟等により減少し出雲北山山地でのみ集団で生息。近年、出雲北山山地以外での目撃情報の増加。

2. 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3. 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

- ・ 県内一円（ただし、隠岐島及び国指定鳥獣保護区を除く）
対象地域区分：出雲北山、湖北山地、中国山地（その他地域）

4. 特定鳥獣の管理の目標

○生息推定数及び捕獲頭数

- ・ 出雲北山地域
H27年末 359～951頭（中央値 565頭）近年の捕獲実績は 500～600頭程度
- ・ 湖北山地
H27年末 922～1,869頭（中央値 1,326頭）近年の捕獲実績は 1,000頭前後
- ・ 中国山地：ほぼ全域で捕獲、目撃。捕獲数も増加傾向（H27年度 191頭）

捕獲上限を定めず
捕獲を継続

○管理の目標：

- ・ 個体数の低減と被害防止対策の強化
- ・ 森林生態系の保全
- ・ 個体群を維持する個体数管理の実施（出雲北山地域）

○目標を達成するための施策の基本的な考え方

- 【出雲北山地域】 目標頭数 180頭を目指して対策を継続
- 【湖北山地・中国山地】 許可捕獲と狩猟による捕獲圧の強化

5. 特定鳥獣の数の調整に関する事項

- ・ 捕獲の計画【狩猟】湖北山地・中国山地での狩猟の緩和→捕獲頭数制限(1日1頭)を撤廃(継続)
【許可捕獲】「出雲北山地域」：個体数の調整捕獲
「湖北山地・中国山地」：有害鳥獣捕獲許可
- ・ 狩猟によるくくりわなの輪の直径の制限を 12cm 以下から 15cm 以下に変更(継続)
- ・ 猟期の延長：11月1日から2月末日まで(通常 11月15日から2月15日まで)(継続)
- ・ 必要に応じ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施

6. 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

生息環境の保全 → 出雲北山地域の「生息の森」を中心に生息環境整備を実施

7. その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

- 被害防除対策【出雲北山地域】農作物や造林木への被害対策を継続
- モニタリング等の調査研究
- 計画の実施体制

【出雲北山地域】：シカ被害対策協議会を推進母体に、ブロック協議会及び出雲市有害鳥獣被害対策協議会と連携を図る。

【湖北山地・中国山地】：ブロック協議会を推進母体に、関係市町や関係団体等と連携
中国山地については県境を越えた隣接市町間で連携

- 捕獲された獣肉等の利活用促進
- 防除技術、捕獲技術等の情報提供